

同 意 書

<閲覧者の守るべき事項>

1. 閲覧に際しては、住民基本台帳法、個人情報保護に関する法律及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱の主旨を理解し、遵守すること。
2. 閲覧者は、閲覧申出の際に渡されている申出書の写し（市の割印のあるもの）と、申出書に記載された本人確認書類及びこの同意書を提出すること。
3. 閲覧時間（午前9時から午前11時まで）を遵守すること。
4. 閲覧者は、閲覧バッジを着用すること。
5. 閲覧簿に汚損等が生じないように丁寧に取扱い、加筆等を行わないこと。
6. 手荷物は、職員の指定した場所または空席、足元などに置き、本人が管理すること。
7. 閲覧席での飲食及び携帯電話等の電子機器の使用は一切しないこと。
8. 閲覧席を含む庁舎内での喫煙は行わないこと。
9. 閲覧簿の読み上げ、録音、撮影、複写、名簿等を持ち込んでの照合は一切行わないこと。
10. 閲覧者以外の者を同伴しないこと。
11. 閲覧時、閲覧席を不用意に立たない、また、私語は行わないこと。
12. 閲覧席から一時的に退席する場合は、担当職員に許可を得てから退席すること。その際には、閲覧簿や記入用紙は持ち出さないこと。
13. 一時退席後、席に戻る際は担当職員に許可を得てから戻ること。
14. 閲覧終了後は総覧簿を返却し、閲覧した情報を転記した用紙を担当職員に提出し、確認を受けること。また転記した用紙は、市職員が写しをとるものとする。
15. 閲覧で転記した情報の紛失、盗難等のないように、細心の注意を払うこと。

上記、閲覧者の守るべき事項を遵守し、この同意書に違反する行為があった場合には、閲覧により知り得た情報の市への返納を含め、職員の指示に従い、一切異議を申し立てることを致しません。

以上について同意の上、閲覧いたします。

年 月 日

閲覧者氏名（本人自書）

《注意》

- ・ 偽り、その他不正な手段により閲覧申請または閲覧した場合や、利用目的以外に利用または、取扱者以外に提供した場合は、6月以下の懲役または30万円以下の罰金、もしくは30万以下の過料に処せられます。（住民基本台帳法第45条、第50条）
- ・ 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得する、または適切な利用や管理を行わなかった場合等には、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。（個人情報の保護に関する法第84条）